

# 令和2年度の介護保険料と納付方法のお知らせ

## 65歳以上の方の介護保険料について

65歳以上の方の皆さんにご負担いただく介護保険料は、原則3年に一度見直されます。今年度は見直しの年ではありませんが、消費税引き上げに伴う社会保障の充実により、町民税非課税世帯の方の保険料軽減が行われます。町民税非課税世帯（第1段階から第3段階）の方は、下表のとおり保険料の減額改定が行われます。  
第4段階以降の方については保険料の変更はありません。

## 豊頃町の基準保険料額

月額 4,845円  
(年額 58,100円)

## あなたの介護保険料は？

介護保険料は、所得状況に応じて次の9つの区分に分けられます。

### 令和2年度介護保険料額

所得段階	対象者	基準額	調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円以下の方	月額 4,845円	× 0.3	17,500円/年
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円を超えて120万円以下の方		× 0.5	29,100円/年
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が120万円を超える方		× 0.7	40,700円/年
第4段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円以下の方		× 0.87	50,500円/年
第5段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円を超える方		× 1.0	58,100円/年
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方		× 1.2	69,700円/年
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方		× 1.3	75,500円/年
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が200万円以上300万円未満の方		× 1.5	87,200円/年
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が300万円以上の方		× 1.7	98,800円/年

※年金収入 町民税の課税対象となる年金の収入です（障害年金・遺族年金は含まれません）。  
※合計所得 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

## 特別徴収と普通徴収

年金が年額18万円以上の方は、保険料が年金から天引き（特別徴収）されます。  
徴収額は、4・6・8月には前年度2月（令和2年2月）の保険料額をもとに仮に算定した保険料を納め（仮徴収）、10・12・2月は令和2年度町民税の課税状況から算定した保険料から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。また、年金が年額18万円未満の方は、役場から送付する納付書により、役場窓口や口座振替で納めます（普通徴収）。  
普通徴収の方は、口座振替にすると納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。  
納付書が届きましたら、同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、送付してください。

## こんな時は普通徴収になります

年金が年額18万円以上の方は、本来特別徴収により納めますが、次のような場合には一定期間、普通徴収により納めることとなります。  
○年度途中で65歳になったとき ○他の市町村から転入したとき ○年金支給が一時差し止めになったとき  
○前年度2月（令和2年2月）に保険料が天引きされていないとき など

## 介護保険料の納付方法

問合せ先 役場福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214

# 新 北 海 道 ス タ イ ル

## 安 心 宣 言

## 豊頃町は7つの習慣化に取り組みます

- 1 職員のマスク着用や手洗い等に取り組みます  
・手洗い、マスク、咳エチケットの敢行
- 2 職員の健康管理を徹底します  
・出勤前の健康チェックの徹底
- 3 庁舎内の換気を行います  
・空調設備等を活用した換気の実施
- 4 庁舎・設備の定期的な消毒、清掃を行います  
・アルコール消毒剤の設置  
・定期的な清掃の実施
- 5 人と人との接触機会を減らす取組を進めます  
・エレベーター前などのフットプリント  
・受付、窓口等でのビニール仕切の設置  
・職員間のソーシャルディスタンスの確保
- 6 来庁者の皆さまにも咳エチケットや手洗いを  
お願いします  
・庁内放送による注意喚起
- 7 町民の皆さま方と連携しコロナに強い北海道  
をつくります  
・町民の皆さま方も感染防止対策へのご協力  
をお願いします



豊頃町長 宮口 孝

## 避難所における新型コロナウイルスの対応について

災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。本町には対象地区ごとに31の避難場所が指定されていますが、新型コロナウイルス感染症対策として3密（密集・密接・密閉）を避けることなど、前もって一人ひとりの行動の見直しが必要になります。

## 避難行動について確認しましょう

ハザードマップには、津波、地震、台風、大雨などの災害によって被害が想定される場所や避難所の位置などが地図に示されています。

- 避難とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は避難所に行く必要はありません。
- ハザードマップで避難が必要かどうか、必要な場合はどこに避難するのか、前もって確認しましょう。
- 自宅、親戚や知人の家、近所の安全な場所なども含めて避難先を考えてみましょう。

※不安なときは、迷わず避難することが重要です。

## 備蓄品・防災グッズを見直しましょう

避難所に持ち出す防災用品に次のものを加えておきましょう。

- マスク（ない場合は、鼻や口を覆うハンカチなど）
- アルコール消毒液（ない場合は、ウエットティッシュなど）
- 体温計



※ハザードマップ、避難所、備蓄品リストなどは、「豊頃町総合防災ハンドブック」などでご確認ください。

問合せ先 役場総務課総務係 ☎ (574) 2211